明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○供託規則の一部を改正する省令（法務七）　一
○日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令（財務五）　二
○水質基準に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働二九）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委七）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同八）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一二五）
○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（文部科学三〇）
○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（同三一）
○有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件（同三二）
○平成二十七年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件（同三三）　三
○在外教育施設の認定を取り消した件（同三四）
○生活困窮者自立支援法施行令第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（厚生労働四三）
○保安林の指定を解除する件（農林水産四四四～四五五）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四五六～四六七）
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第二十条第一項の規定に基づき、登録実務補習機関として登録した件（経済産業二四）　五
○租税特別措置法の規定に基づき国土交通大臣が定める区間の件（国土交通二八四）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二八五～二八七）　六
○旅行業法に基づく登録事項の変更の件（観光庁一）
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二〇）　七
○窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域を定める件の一部を改正する件（環境二六）
○都市計画に関する件（東北地方整備局二二～二五）
○道路に関する件（同二六～二八）　八
○道路に関する件（関東地方整備局八二～八四）
○道路に関する件（北海道開発局二二）

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則八―一八（採用試験）第六条第二項第一号の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第一六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示四）　四
消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消防庁）

〔公　告〕

諸事項

官庁
商号登記抹消、土地家屋調査士懲戒処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等関係　八
会社その他

省　令

○法務省令第七号

供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二日　法務大臣　上川　陽子

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「最終の払渡し」の下に「又は第二十一条の四第一項の保管替え」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条の四第一項中「及びその保管に係る当該供託について副本ファイルに記録した事項と同一の事項を記録した磁気ディスクとともに保管替えを受ける供託所に送付し」を「とともに保管替えを受ける供託所に送付し、当該保管替えに関する事項を副本ファイルに記録し」に改め、同条第三項中「副本ファイルから保管替えをした供託に係る記録を消去」を「保管替えを受ける供託所に対し、保管替えを受けた供託に関する事項を副本ファイルに記録するために必要な情報を送信」に改める。

第二十一条の五第一項中「及び磁気ディスク」を削り、同条第二項中「前条第一項」を「前条第三項」に、「磁気ディスクの送付」を「情報の送信」に、「当該磁気ディスクに記録された事項」を「保管替えを受けた供託に関する事項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（保管替えにおいて使用した磁気ディスクの保存に関する経過措置）

第二条　この省令による改正前の供託規則第十条第一項第三号の規定により保存されている磁気ディスクの保存期間については、なお従前の例による。

○財務省令第五号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十四条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二日

財務大臣　麻生　太郎